

平成 9 年

家内労働のしおり

労働省 婦人局

はじめに

労働省では、家内労働法の周知徹底を図るため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月に、毎年、家内労働旬間（5月21日から31日まで）を設け、広報活動、監督指導をはじめ、多角的な活動を集中的に実施しています。

本年は、「渡して信頼 もらって安心 家内労働手帳」をスローガンに掲げ、広く法の周知を図るとともに、委託者に対しては監督指導、集団指導法を通じて法の遵守を促し、家内労働者に対しても効果的な方法により、法を浸透させることとしています。

また、委託者及び家内労働者自身も、この機会に家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の内容についての認識を深めるとともに、その遵守状況について点検を行うこととしています。

この「しおり」が家内労働についての認識を深めて頂くための一助となれば幸いです。

平成9年

労働省婦人局

目 次

家内労働法のあらまし	1
家内労働対策の概要	10
1 家内労働手帳の普及について	10
2 工賃支払いの確保等について	11
3 最低工賃の決定について	11
4 安全及び衛生の確保について	12
5 労災保険特別加入制度について	13
6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について	19
家内労働旬間実施要綱	21
(参考)	
1 家内労働の現状	24
2 家内労働関係年表	39
3 伝票式家内労働手帳のモデル様式	45

- 3 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 4 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
〔 大規模な機械設備を設置して、企業的に仕事を行う場合
は家内労働者とはなりません。 〕
- 5 自己ひとりで、又は同居の家族とともに仕事をし、常態として他人を使用しないこと。

◎ 委 託 者 (法第2条③)

次の四つの要件をすべて備えたものをいいます。

- 1 製造・加工業者や販売業者（問屋など）又はこれらの請負業者（請負的仲介人を含みます。）であること。（運送業者や建築業者は委託者とはなりません。）
- 2 その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
〔 例えば、電機メーカーがテレビやラジオのコイルの組立てを委託するときは委託者になりますが、創立記念日に社員に配るメダルの加工を委託することは委託者とはなりません。 〕
- 3 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品や附属品又は原材料とする物品の製造、加工等を頼むこと。
- 4 家内労働者に直接仕事を委託すること。
〔 直接家内労働者に委託しないで、委託者に委託する場合
や、下請企業に委託する場合には、委託者とはなりません。 〕

(注) 平成2年3月31日付け基発第184号、婦発第57号により家

内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて、次の点が明確化されました。

- 1 原稿に従ったワープロ操作を行い、かつ、当該ワープロ操作により発生した電気信号をフロッピーディスクその他の外部記憶媒体（以下「フロッピーディスク等」という。）に保存する作業は、家内労働法にいう「加工」に該当するものであること。
- 2 フロッピーディスク等の提供又は売渡しがあつた場合は、家内労働法にいう「物品」の提供又は売渡しがあつたものとする。

◎ 家内労働手帳（法第3条）

委託者が家内労働者に仕事を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間の無用の紛争などが起こることがあります。

このようなことがないように、この法律では、委託者は家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

委託者は、家内労働者に仕事を頼むときには、原材料などの物品を支給するときまでに、家内労働者の氏名、委託者の氏名、営業所の名称・所在地、工賃の支払方法、その他の委託条件等を記入した家内労働手帳を交付し、委託のつど、委託業務の内容、工賃単価、工賃の支払期日及び納品の期日等を、物品の受領のつど、受領年月日及び受領した物品の数量を、また、工賃支払いのつど、支払年月日及び支払工賃額を記入しなければなりません。

家内労働手帳は、様式が定められていますが、必要な事項を具備していれば、定められた様式以外のもの(例えば伝票式のもの、参考3参照)でもさしつかえありません。

◎ 就業時間 (法第4条)

家内労働者は、だれからもその就業時間を管理されることがなく、いつでも自由に就業することができますが、際限なしに長時間就業すると健康を害したり、相互間の過当競争により工賃単価が低下する等の弊害をまねいたりします。

このようなことがないように、委託者は、家内労働者や補助者が長時間の就業をしなければならないような委託をしないように努めなければなりません。

また、家内労働者は、そのような委託を受けないように努めなければなりません。

都道府県労働基準局長は、必要があるときは、審議会の意見を聞いて、一定の地域内で家内労働者が業務に従事する時間の適正化を図るために、必要な措置をとることを委託者及び家内労働者に勧告できることになっています。

◎ 委託の打切りの予告 (法第5条)

家内労働者は、工賃で生計をたてたり、工賃を生計の補助にあてたりしていますので、突然、その仕事を打ち切られると大きな影響を受けることになります。

したがって、委託者は、同じ家内労働者に継続して6か月以上委託している場合で、業務の都合などによって委託を打ち切ろう

とするときには、その家内労働者にただちにそのことを予告するように努めなければなりません。

◎ 工賃の支払（法第6条）

工賃の支払が遅れたり、全く支払われなかったりすると、家内労働者は生活に困ることになりますので、このようなことがないようにこの法律では、委託者の工賃の支払について、次のとおり定めています。

1 工賃は、原則として、通貨で、その全額を支払わなければなりません。

しかし、家内労働者の同意があれば、(1) 郵便為替での支払い、(2) 銀行など金融機関に対する預金や預金口座への振込み、(3) 郵便振替口座への払込みや振替などによる支払でもよいことになっています。

2 工賃は、原則として家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

また、毎月一定の日を工賃締切日としている場合には、その工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

◎ 工賃の支払場所等（法第7条）

委託者は、工賃の支払い、原材料や製品などの受渡しを、家内労働者から申出のあったときや、特別の事情のあるとき以外は、家内労働者が実際に作業に従事する場所で行うように努めなければなりません。

◎ 最低工賃（法第8条）

最低工賃とは、ある物品について、その一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです。

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内で一定の業務に従事する工賃の低い家内労働者の労働条件を改善するために必要があると認めるときは、審議会の意見を聞いて、家内労働者と委託者に適用される最低工賃を決定することができます。

また、家内労働者又は委託者を代表する者は、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、その家内労働者、委託者に適用される最低工賃の決定や現に適用されている最低工賃の改正又は廃止の決定をするよう申し出ることができます。

最低工賃が決まれば、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取決めは無効であり、やはり最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎ 安全及び衛生に関する措置（法第17条）

家内労働は、一般に家内労働者の自宅を作業場として行われ、その作業環境は、家内労働者自らが管理しているので、そこから発生する危害については、すべて委託者の責任ということではありませんが、委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するため、委託者は、次のような措置を講じなければなりません。

- 1 プレス機械などについては、安全装置を取り付けること。
- 2 安全装置等について定められた規格を具備していることを確認すること。
- 3 モーター、パフ盤などについては覆いを取り付けること。
- 4 危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。
- 5 有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用すること。また、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書くこと。

以上のほか、家内労働者の危害防止のため、委託者が心がけなければならないこととして、

- 1 18歳未満の者や女子が、手押しかな盤の取扱いの業務、鉛等の蒸気又は粉じんを発散する場所における業務等一定の危険又は有害な業務に従事しなければならないように委託をしないこと。
- 2 家内労働者が、危害防止のために安全装置やその他の設備を設置するとき、又は健康診断を受けるときには、それに必要な援助を行うよう努めること。

などがあります。

また、家内労働者も危害を防止するため、守らなければならないこととして、

- 1 一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、必要な保護具を使用すること。

- 2 発火性の物品等危険物を取り扱う場合には、定められた取扱い上の注意事項を守ること。
- 3 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面を交付されたときは、作業場の見やすい場所に掲示しておくこと。
- 4 家内労働者が自分で調達した有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を使用するときは、前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた5の措置を講じること。

などがあります。

以上のほか、危害防止のため、家内労働者が心がけなければならないこととして、

- 1 家内労働者が一定の機械器具を自分で調達するときには、委託者と同じような措置（前出の委託者の講じなければならない措置で掲げた1、2、3の措置）を講じるよう努めること。
- 2 屋内作業場において、有機溶剤、鉛等を取り扱う業務及び研磨材を使用して動力により研磨する業務に従事する場合には、局所排気装置等を設置するよう努めること。

などがあります。

委託者や家内労働者がこのような措置をとらない場合には、都道府県労働基準局長や労働基準監督署長は、危険を防止するために、委託者又は家内労働者に対して、委託や受託を禁止したり、機械、原材料などの使用の停止を命じたりすることができます。

◎ 届 出（法第26条）

委託者は、次の届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

1 委託状況届

委託者は、家内労働法にいう委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月30日までに、4月1日現在における委託業務の内容や、家内労働者数などを記入した委託状況届を労働基準監督署に提出しなければなりません。

2 家内労働死傷病届

委託者は、委託した業務のため、家内労働者がけがをしたり、病気になったりして4日以上仕事を休んだ場合や死亡した場合には、家内労働死傷病届を、遅滞なく労働基準監督署に提出しなければなりません。

◎ 帳簿の備付け（法第27条）

委託者は、家内労働者各人別に、家内労働者の氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。

◎ 申告（法第32条）

家内労働者及び補助者は、委託者にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合には、都道府県労働基準局又は労働基準監督署に申告することができます。

◎ 罰則（法第33条～第36条）

これまで説明した事項のうち、努力義務になっているもの以外は、それに違反すればすべて罰則の適用があります。

また、委託者の代理人や使用人その他の従業者が違反行為をしたときは、本人が罰せられるだけでなく、委託者にも罰金刑が科せられます。

家内労働対策の概要

労働省では家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の対策を推進しています。

- 1 委託条件を明確にするための家内労働手帳の普及
- 2 工賃の通貨払、全額払、1か月以内払等工賃支払の確保
- 3 工賃の改善を図るための最低工賃の決定及び周知
- 4 危険又は有害な業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保
- 5 特定の危険又は有害な業務に従事する家内労働者の労災保険特別加入の促進
- 6 「インチキ内職」の被害防止

1 家内労働手帳の普及について

家内労働手帳は、委託条件を文書で明確にし、当事者間の無用の紛争を防止するなど、家内労働者の権利を保護するために基本となるものです。

このため、家内労働手帳の普及については、適正な手帳が確実に家内労働者に交付され、しかも継続的に使用されるよう監督指導等を行うとともに、取り扱いやすく工夫された「伝票式家内労働手帳のモデル様式」（参照3、しおり最終頁参照）を示して、家内労働手帳の普及に努めています。また、委託者団体に家内労働の実態に即した家内労働手帳を一括印刷することなどについて、指導を行って

います。

2 工賃支払の確保等について

家内労働者は、工賃で生計を立てたり、工賃を生活の補助とするために仕事をしていますので、工賃が不払いになったり、遅払いになったり、また、突然に仕事を打ち切られたりすると生活に困ることになります。

このため、工賃の支払確保を図るために監督指導を実施するとともに、委託の打ち切りについては、早期にその予告を行うよう指導を行っています。

3 最低工賃の決定について

最低工賃は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働大臣又は都道府県労働基準局長が審議会の意見を尊重して決定することになっており、その額は、最低工賃を決定しようとする地域内において、当該家内労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して、物品の一定単価ごとに決定することとなっています。

平成8年12月末日現在決定されているものは188件で、この最低工賃の適用を受ける委託者は15,780、同家内労働者は203,436人となっています。

業種別最低工賃決定状況

平成8年12月末日現在

業 種		決定件数	適用委託者数	適用家内労働者数	
機 械 産 業	ニ ッ ト 製 造 業	20 件	1,685	16,462 人	
	織 物 業	12	1,564	14,114	
	縫製業	既 製 服	58	6,617	82,253
		注 文 服	2	95	389
		和服その他	28	1,347	16,706
	そ の 他	3	82	464	
	小 計	123	11,289	130,388	
紙・紙加工品製造業	8	221	6,602		
金属製品製造業	5	284	2,169		
電気機械器具製造業	31	2,172	53,710		
そ の 他	21	1,250	10,567		
合 計	188	15,780	203,436		

4 安全及び衛生の確保について

家内労働者が使用する機械器具、原材料の中には、危険又は有害なものもあり、しかも多くの場合、作業は家内労働者の自宅で行われています。そのため、いったん仕事による災害が発生すると被害は家族にまで及び、きわめて悲惨な結果を招くこととなります。

このような災害を防止するため、プレス機械、有機溶剤等を使用する作業を伴う危険又は有害な業務に従事する家内労働者が多い産地を中心に、委託者、家内労働者及び補助者に対して、必要な遵守事項等について周知徹底を図るとともに、監督指導を行っています。

また、委託者、家内労働者それぞれが業務の危険性や有害性について認識を持ち、自ら災害防止に努めることが重要ですので、広報

活動等を通じて家内労働による災害の防止意識の高揚を図るとともに、委託者による自主的家内労働災害防止協議会の設置とその活動を促進しています。

なお、粉じん作業、有機溶剤作業又は鉛作業といった有害な業務に従事する家内労働者については、中央労働災害防止協会に委託し、毎年実施している巡回特殊健康診断により、疾病の早期発見と有害業務の実態把握に努めています。

5 労災保険特別加入制度について

業務上の負傷や疾病の発生するおそれの多い特定の作業に従事する家内労働者や補助者については、その作業の実態からみて一般の労働者に準じて保護することが適当と認められることから、労災保険に特別加入できることとなっており、労働省としては、積極的に加入の促進を図っています。

(1) 労災保険特別加入とは

労災保険は、労働者が事業場などで仕事中に災害にあつて負傷したり、仕事が原因で病気になったりした場合に、その労働者や遺族に補償を行うために政府が設けた保険です。

この保険は、原則として労働基準法適用労働者を保護することを目的としたものですが、中小零細企業の事業主や大工、左官などの労働者以外の人々についても、特別に業務災害によるけがや病気について雇用労働者に準じて保護するため、特別加入制度を設けています。

家内労働者や補助者の場合、特定の作業に従事する者については、希望により労災保険に特別加入することができるようになっていきます。

(2) 特別加入できるのは

次の作業に従事する家内労働者又は補助者です。

- イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
- ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶解した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
- ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ニ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの
- ホ 動力により駆動される合糸機、ねん糸機又は織機を使用して行う作業
- ヘ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しく

は竹製の食器の製造又は加工に係るもの

(3) 健康診断の受診

イ 家内労働者及びその補助者（以下「家内労働者等」といいます。）で特別加入を希望し、下表左欄に掲げる業務を行う予定者であって、かつ、特別加入前に通算してそれぞれの業務に応じ、下表右欄に掲げる従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合は、特別加入時健康診断（以下「加入時健診」といいます。）を受ける必要があります。

ただし、中央労働災害防止協会等が行う特殊健康診断（検査項目、内容等が加入時健診と同様であり、かつ、加入申請前6か月以内のもの）を受けた家内労働者等については、加入時健診を受けたものと同様に取り扱われます。

ロ この診断の結果、有害物による中毒にり患している者等で療養に専念しなければならないと認められる場合又は当該業務からの転換が必要と認められる場合には、特別加入はできません。

特別加入予定の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間
1 粉じん作業を行う業務	3 年
2 身体に振動を与える業務	1 年
3 鉛業務	6 か月
4 有機溶剤業務	6 か月

(4) 特別加入の方法

家内労働者や補助者は、個人で労災保険に特別加入することはできません。必ず、家内労働者や補助者が組織する団体を通じて

特別加入することになります。この団体は、法律上事業主とみなされて保険料の納付などの労災保険事務を処理することとなるので、その基盤がしっかりとしたものでなければならないことになっています。

特別加入をしようとする家内労働者や補助者の団体は、都道府県労働基準局長に加入申請し、その承認を受けることになります。

なお、保険期間は1年（4月1日から翌年3月31日まで）ですが、毎年更新していくことができます。

(5) 特別加入が承認されると

団体は事業主とみなされ、団体の構成員である家内労働者や補助者は、その団体に使用される労働者とみなされて保険関係が成立しますが、その効果は次のとおりです。

イ 特別加入した家内労働者や補助者は、一般の労働者と同様に保険給付及び労働福祉事業としての特別支給金等を受けることができます。

ロ 保険料や保険給付額の算定の基礎となる額は、特別加入者の希望を聞いて都道府県労働基準局長が決めることになっています。

これを給付基礎日額といい、その額は3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円又は20,000円となっています。（このほか暫定的に2,000円、2,500円、3,000円が認められています。）

給付基礎日額は、休業補償給付など保険給付額算定の基礎にな

る大切なものですから、特別加入者の実際の工賃収入額に見合った額であることが肝要です。保険料は給付基礎日額に対応する保険料算定基礎額に、作業の種類に応じて定められた保険料率（下表参照）を乗じて計算されます。保険料の納付義務者は団体です。

作 業 内 容	特別加入保険料率
金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	1,000分の18
金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造加工	1,000分の18
化学物質製、皮製若しくは布製の履物等の製造加工又は合成樹脂製若しくは木製の漆器の製造加工	1,000分の6
陶磁器製造	1,000分の16
繊維、合糸機又はねん糸機を使用する作業	1,000分の4
仏壇又は木製若しくは竹製の食器製造加工	1,000分の18

(6) 保険給付には

療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料及び傷病補償年金があります。

イ 療養補償給付

仕事によるけがや病気で、療養を必要とする場合には、労災病院又は労災指定病院などで無料で療養を受けられます。これ以外の医療期間で療養を受けた場合には、療養に要した費用の全額が支給されます。

ロ 休業補償給付

療養のため仕事をする事ができない場合には、休んでから4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の60%が支給されます。

ハ 障害補償給付

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害（後遺症）が残った場合には、その障害の程度に応じて、年金（給付基礎日額の313～131日分）又は一時金（給付基礎日額の503～56日分）が支給されます。

ニ 遺族補償給付

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して年金（給付基礎日額の245～153日分）又は一時金（給付基礎日額の1000日分）が支給されます。

ホ 葬 祭 料

仕事により死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して、295,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額又は給付基礎日額の60日分の額のいずれか高い方が支給されます。

ヘ 傷病補償年金

仕事によるけがや病気が療養を開始してから1年6か月以上たっても治らず、その傷病による障害の状態が傷病等級表に該当する場合には、年金（給付基礎日額の313～245日分）が支給されます。

(7) 労働福祉事業には

次の特別支給金などがあります。

イ 特別支給金

(1) 休業特別支給金

療養のため仕事をする事ができない場合には、休んでか

ら4日目以降について休業1日につき、給付基礎日額の20%が休業補償給付に併せて支給されます。

(ロ) **障害特別支給金**

仕事によるけがや病気が治ったときに身体に一定の障害(後遺症)が残った場合には、その障害の程度に応じて一時金(342～8万円)が障害補償給付に併せて支給されます。

(イ) **遺族特別支給金**

仕事により死亡した場合には、その遺族に対して300万円が支給されます。

(ニ) **傷病特別支給金**

障害の程度に応じて一時金(114～100万円)が傷病補償年金に併せて支給されます。

ロ **その他**

労災保険では、以上のほか、けがや病気をした者に対して義肢、義眼、眼鏡、車イスなどの支給、温泉保養などを無料で行っています。

6 いわゆる「インチキ内職」の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、種々の名目で高い金額を支払わさせられる一方、仕事の内容や収入については約束と違うという被害にあう例があります。

いわゆる「インチキ内職」には、次のようなものがあります。

(1) 内職講習会と称して多額の受講料等を取り、委託した仕事に

については種々の条件につけて買いたたいたり、仕上り具合を問題にして買上げを拒否する。

- (2) 相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機械を市価の倍額ぐらいの価格で売りつけ、工賃の取り決めはあいまいである。
- (3) あて名書きの内職で、報酬は通信販売用のダイレクトメールに対する商品の申込数に応じた歩合制で支払われることや、返還する旨の担保金を徴収し、業務をやめてもなかなか返還しない。

また、最近では、パソコンやワープロを使用して自宅で簡単にできる内職、という広告で講習料を取るものや、機械を売りつけるものなど現れています。

これらのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付、工賃の支払等委託者としての義務が課せられることになるので、家内労働法に定められた事項の遵守について厳重な監督指導を行うこととしています。

また、これまで問題となった例では、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告にまどわされぬよう注意を喚起するため、報道機関の協力を得たり、関係機関との連携により被害の防止に努めています。

平成9年 家内労働旬間実施要綱

1 趣 旨

労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定や安全衛生の確保など家内労働法に基づく諸施策を推進してきたところである。

家内労働は、今日もなお我が国経済活動の一端を担っており、衣服、電気機械器具、織物、雑貨などの製造加工等の業務に約53万人の家内労働者やその同居の親族が従事している。

しかし、家内労働を行う作業場所が家内労働者の自宅等に分散していることや、製造業者等から家内労働者に至る発注経路が複雑であることなどのため、委託者及び家内労働者に対し、法の趣旨・内容が十分には浸透しにくい状況にあることから、今なお、その労働条件の改善は遅れがちとなっている。

このため、本年においても、家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進させるため、「渡そうもらおう 手から手へ つなぐ信頼 家内労働手帳」をスローガンとして、家内労働手帳の交付の徹底による委託条件の明確化及び適正な工賃支払の確保を図ることとし、家内労働法が制定された5月を記念して、家内労働旬間を実施するものとする。

2 スローガン

「渡そうもらおう 手から手へ つなぐ信頼 家内労働手帳」

3 期 間

5月21日～31日

4 主 唱

労 働 省

5 協力を依頼する機関・団体

国の関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関、その他

6 実施事項

(1) 労働省の行う事項

- イ 委託者、家内労働者等に対する各種資料の配付
- ロ 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ハ 委託者に対する監督指導と集団指導の実施
- ニ 家内労働者及び委託者に対する相談の実施
- ホ 地域別関係行政機関連絡会議の開催
- ヘ 最低工賃の周知
- ト 家内労働関係優良委託者、委託者団体等の表彰
- チ 「インチキ内職」による被害防止のための広報

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働法の遵守状況の点検
 - (イ) 家内労働手帳の交付と記入
 - (ロ) 家内労働における災害防止のために必要な措置の実施

- (イ) 最低工賃の遵守
 - (ロ) 委託状況届の提出その他家内労働法の遵守
 - ロ 家内労働における災害防止と家内労働者の健康管理のための指導援助
 - ハ 労災保険特別加入の促進のための指導援助（加入対象作業を委託している場合）
- (3) 家内労働者の行う事項
- イ 家内労働手帳の受領と記入事項の確認
 - ロ 家内労働における災害防止措置と健康管理の実施
 - ハ 労災保険特別加入制度への加入（加入対象作業に従事している場合）

(参考) 1

家内労働の現状

労働省では、家内労働の実態を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な家内労働の概況調査と、工賃や就業時間、及び委託者及び家内労働者の意識等についての実態調査を、両者に対して交互に行っております。これらの調査結果から最近の家内労働の現状をみると次のようになります。

I 家内労働の概況

1 家内労働従事者

(1) 家内労働に従事している人は53万2,500人

家内労働に従事する人の総数は532,500人で、その内訳を見ると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、紙加工品及び皮革製品などの製造加工等に従事している「家内労働者数」は506,900人です。また、家内労働者の同居の親族であって家内労働者とともに仕事に従事している「補助者数」は25,600人です。(表1)

ちなみに、家内労働従事者数は年々減少しており、昨年度の調査時と比べると44,200人の減少（前年比7.7%）となります。

(2) 女性の内職が圧倒的に多い

家内労働者数を男女別にみると、男性が34,600人であるのに対し、女性は472,200人と圧倒的に多く、全体の93.2%を占めています。(表1)

表1 業種別家内労働従業者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

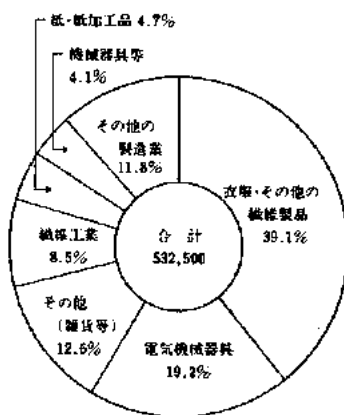
業種	家内労働従業者数 (総数)	家内労働者数						補助者数	委託者数	代理人数
		計	男女別		類型別		副業			
			男	女	専業	内職				
合計	532,477	34,627	472,237	30,359	471,890	4,615	25,613	35,774	2,232	
食料品	6,007	179	5,613	20	5,744	28	215	254	41	
繊維工業	50,326	7,943	34,918	8,471	31,528	2,862	7,465	4,037	345	
衣服・その他 の繊維製品	204,212	7,726	190,264	9,659	187,522	809	6,222	15,927	771	
木材・木製品 家具、装飾品	5,405	588	4,558	297	4,785	64	259	376	8	
紙・紙加工品	24,721	793	23,070	208	23,648	7	858	1,700	120	
印刷・同関連	13,886	520	12,935	392	13,063	0	431	1,515	41	
ゴム製品	15,412	1,055	13,685	856	13,785	99	672	630	72	
皮革製品	11,137	3,032	6,490	3,339	6,119	64	1,615	1,168	58	
窯・土石製品	5,121	631	3,993	532	4,085	7	497	448	4	
金属製品	8,444	1,877	5,309	1,364	5,778	44	1,258	981	25	
電気機械器具	99,312	3,988	93,165	1,311	95,770	252	2,159	4,447	403	
機械器具等	21,862	2,102	18,699	1,050	19,619	132	1,061	1,262	111	
その他 (雑貨等)	66,632	4,193	59,538	3,040	60,444	247	2,901	3,029	233	

前年度と比べると男女ともそれぞれ1,800人、40,900人の減少となります。これを類型別にみると、家庭の主婦などが従事する「内職的家内労働者」が471,900人で全体の93.1%を占め、世帯主が本業として従事する「専門的家内労働者」が30,400人で6.0%であり、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が4,600人で0.9%となっています。前年と比べると、内職的家内労働者は41,000人減、専門的家内労働者は1,500人減、また副業的家内労働者は200人減と、減少傾向は続いております。

(3) 家内労働者の多くは繊維、電気機械器具、雑貨関係の製造に従事

家内労働者数を業種別に見ると、衣服の縫製などの「衣服・その他の繊維製品」が198,000人（構成比39.1%）、ラジオ・テレビ・音響機器部品のコイル巻き・組立て・ハンダ付けなどの「電気機械器具」が97,200人、（同19.2%）、玩具、漆器、人形、造花、洋傘などのその他（雑貨等）が63,700人、（同12.6%）、織物、ニット編みなどの「繊維工業」が42,900人（同8.5%）となっており、全体の約8割をこれらの4業種で占めています（表1、図1）。

図1 業種別家内労働者構成比



また、業種別に家内労働者数を前年と比較してみると、どの業種においても減少しております。その主な理由としては、海外生産への切り替えや、不況による仕事量の減少などがあげられます。

(4) 都道府県別では、大阪、東京、愛知に多い

家内労働者数は都道府県別にみると、大阪が45,500人(構成比9.0%)、東京が38,700人(同7.6%)、愛知が32,300人(同6.4%)、及び岐阜が28,800人(同5.7%)となっており、これら4都府県で全国の約3割を占めています。(表3、図2)。

2 委託者及び代理人

(1) 委託者数は35,800人

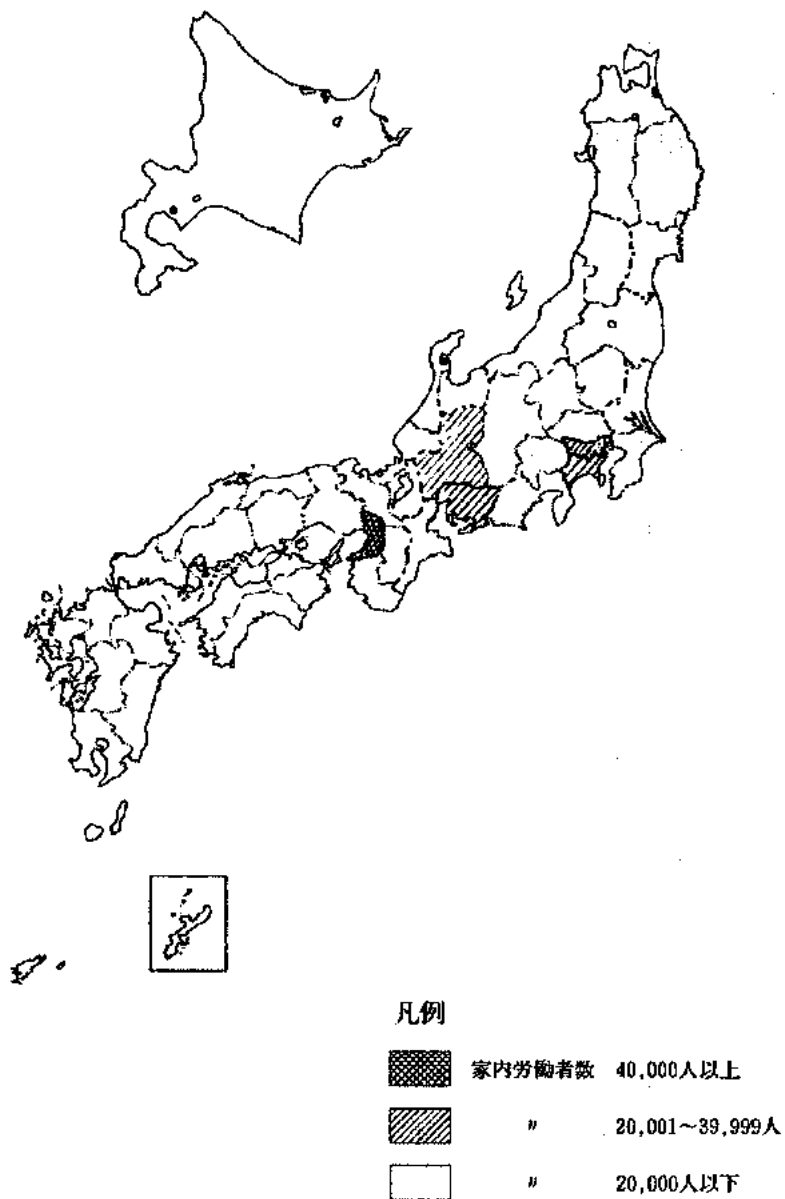
家内労働者に仕事を委託する委託者の数は35,800人で、前年と比べて2,700人の減少となっています(表1)。

委託者の内訳は、製造及び販売業者が33,500人、製造または販売業者から自己の計算で製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負い業者が2,300人となっています。

これを業種別にみると、「衣服・その他の繊維製品」が15,900人で全体の44.5%を占めており、次いで「電気機械器具」が4,400人で12.4%、「繊維工業」が4,000人で11.3%となっています(表1)。

1委託者当たりの平均家内労働者数は14.2人であり、これを業種別にみると「ゴム製品」が最も多く23.4人、次いで「食料品」が22.8人、「電気機械器具」が21.8人となっているのに対し、「金属製品」が7.3人「皮革製品」が8.2人と少なくなっています。

図2 家内労働者の分布



(2) 代理人数は2,200人

委託者が多数の家内労働者の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため家内労働者との間に代理人を置いている場合があります。その数は全国で2,200人となっており、業種別では「衣服・その他の繊維製品」が800人、「電気機械器具」が400人などとなっています（表1）。

表2 業種別家内労働者数の対前年増減数(率)及び主な家内労働業務

業種別	家内労働者数				主 な 家 内 勞 働 業 務
	7 年	8 年	増 減		
			人 数	率	
計	人 549,600	人 506,900	人 42,700	% △ 7.8	
食料品業	6,600	5,800	800	△12.1	珍味加工、昆布巻き、特辛子の選別、みかんの皮むき、漬物用野菜選別
繊維工業	46,800	42,900	3,900	△ 8.3	絹・綿・スフ・毛織物、ニット編立・かがり、捺染、しばり
衣服・その他の繊維製品	212,800	198,000	14,800	△ 7.0	洋服・和服縫製、スカーフ・ハンカチーフかがり、タオルへム加工、足袋縫製、朝しゅう
木材・製備品	5,700	5,100	600	△10.5	竹細工、鏡台、民芸品研磨・組立、玉のれん、著加工
家具	26,500	23,900	2,600	△ 9.8	紙袋貼り、紙箱組立、化粧紙包装、りんご・梨袋、荷札加工
紙加工	14,100	13,500	600	△ 4.3	革緋(かがり版)、タイプ、製本、雑誌付録折りたたま、ワープロ入力
印刷・同梱	14,800	14,700	100	△ 0.7	ゴム製風物縫製、接着、ゴム製品型抜き・バリ取り、ゴム組立
ゴム製品	10,500	9,500	1,000	△ 9.5	革靴、皮手袋、袋物(ハンドバッグ、財布、定期入れ)、靴(トラング、ランドセル)
皮革	5,000	4,600	400	△ 8.0	陶磁器(生地、絵付け、焼成)、タイル、ガラス、すずり
窯業・土石製品	8,300	7,200	1,100	△13.3	洋食器・刃物研磨、紙煙カミソリ組立、金属プレス加工、打箔
金属製品	105,700	97,200	8,500	△ 8.0	テレビ、ラジオ、音響機器部品コイル巻き・組立、プリンター組立、クリスマス電線機器・組立
電気器具	22,700	20,800	1,900	△ 8.4	眼鏡枠研磨、時計バンド組立、陶器彫金、自動車部品バリ取り・研磨、草上タイプライター部品加工・組立
機械器具	70,200	63,700	6,500	△ 9.3	玩具・人形、造花・ファスナー・漆器・洋傘・ボタン・こま・ソロボタン・ライトターの加工・組立

※数字は下2桁で四捨五入してあるため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

表3 都道府県別家内労働従事者数(総数)、家内労働者数、補助者数、委託者数、委託者数及び代理人数

都道府県名	事項別	家内労働 従業者数	家内労働 者数	補助者数	委託者数	代理人数
		人	人	人		人
北海道	道	6,751	6,675	76	457	0
	海	7,461	7,295	166	322	129
		7,535	7,513	22	437	69
		7,226	7,114	112	334	188
		8,694	8,473	221	435	15
		9,669	9,499	170	444	42
		12,281	11,890	391	703	7
		10,212	10,110	102	826	44
		6,543	6,382	161	334	93
		7,932	7,626	153	472	6
		14,368	14,164	204	1,001	32
		6,370	6,293	77	425	31
青森県	奈	40,970	38,670	2,300	4,550	20
		24,250	24,078	172	905	115
		12,884	12,327	557	789	82
		8,908	8,447	461	595	251
		7,710	6,979	731	502	7
		5,995	5,868	127	386	29
		7,765	6,875	890	716	60
		13,222	12,653	569	746	41
		31,938	28,794	3,144	2,234	50
		14,563	13,740	823	1,065	83
		34,990	32,325	2,665	2,412	30
		15,585	15,294	291	904	90
岩手県	歌	7,904	7,548	356	454	27
		16,678	12,756	3,922	885	113
		47,365	45,470	1,895	4,590	43
		12,572	11,209	1,363	690	108
		9,134	8,649	485	766	3
		7,599	7,471	128	669	0
		6,469	6,379	90	289	49
		7,688	7,594	94	447	16
		12,896	12,195	701	498	58
		8,207	7,848	359	448	13
		5,983	5,778	205	460	3
		3,757	3,682	75	229	26
宮城県	歌	4,997	4,825	172	367	86
		12,314	11,833	481	771	13
		4,019	3,909	110	248	22
		11,516	11,424	92	554	38
		4,444	4,352	92	235	13
		3,956	3,849	107	230	3
		5,908	5,777	131	347	25
		3,476	3,388	88	119	3
		5,651	5,596	55	269	31
		5,831	5,806	25	175	25
		444	442	2	40	0
	合	計	532,477	506,864	25,613	35,774

II 家内労働者の労働条件 (平成8年10月調査)

1 平均年齢は51.8歳、平均経験年数は10.3年

家内労働者の平均年齢は、51.8歳となっており、これを男女別に見ると、男性が60.9歳、女性が51.2歳となっています。

年齢階級別に家内労働者の構成比をみると、図3のとおり、「40～50歳未満」が最も多く28.9%、次いで「50歳～60歳未満」が23.6%、「60～70歳未満」が19.6%と、これら3つの階級で全体の約72%を占めています。

次に、家内労働者が現在の業務に従事してきた平均経験年数は10.3年であり、これを男女別にみると、男性は22.2年、女性は9.5年となっています。(表4)

2 平均就業時間数は1日5.7時間、平均就業日数は19.4日

家内労働者の平均就業時間数は、1日5.7時間であり、平均就業日数は、1か月19.4日となっています。

これを男女別にみると、男性の就業時間数は、1日8.7時間、就業日数は1か月21.7日であるのに対し、女性の就業時間数は1日5.5時間、就業日数は1か月19.2日となっています。(表4)

図3 年齢階級別家内労働者構成比

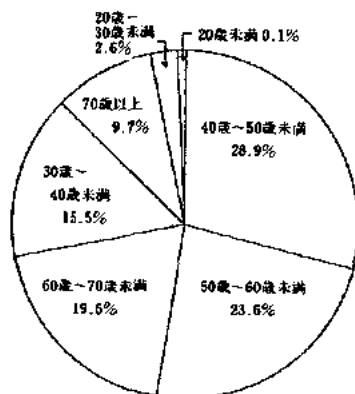


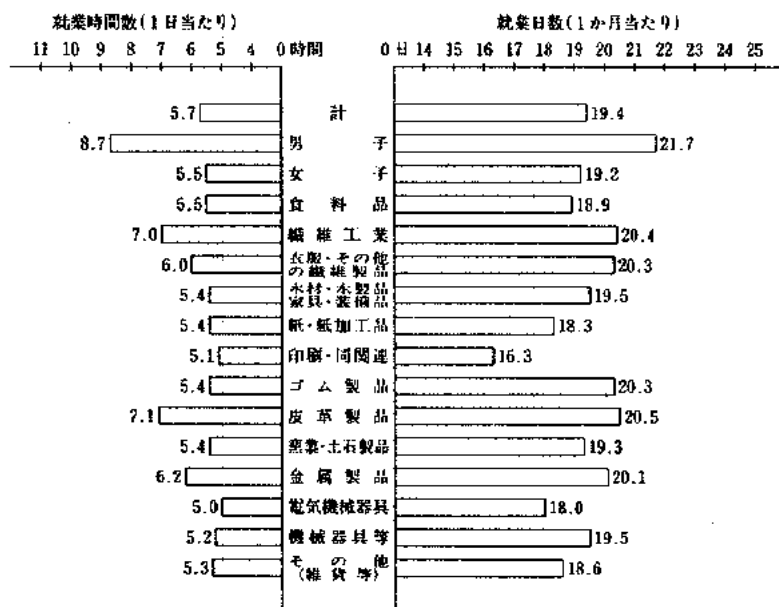
表4 家内労働者と雇用労働者の労働条件の比較

区 分		性別	年 齢	経 験 (勤続) 年 数	1時間当 たりの工 賃・賃金 額	1か月当 たりの工 賃・賃金 額	1日当た りの就 業・労働 時間数	1か月当 たりの就 業・労働 日数
			歳	年	円	千円	時間	日
家内労働者	家内労働者実態調査 (平成8年9月分)	計	51.8	10.3	473	52.3	5.7	19.4
		男子	60.9	22.2	909	177.9	8.7	21.7
		女子	51.2	9.5	442	43.4	5.5	19.2
雇用労働者	毎月勤労統計調査 (平成8年7月分) 製造業(規模5~29人)	計	—	—	—	286.6	—	21.0
		男子	—	—	—	352.7	—	21.2
		女子	—	—	—	161.7	—	20.7
	毎月勤労統計特別調査 (平成7年7月) 製造業(規模1~4人)	計	—	—	1,226	211.6	7.4	22.8
		男子	—	—	1,520	282.1	8.0	23.5
女子	—	—	893	131.5	6.8	22.0		
パート労働者	賃金構造 基本統計調査 (平成7年7月分) 製造業(企業規模計)	女子	46.6	5.6	787	100.0	6.2	20.1

次に、業種別に平均就業時間数をみると「皮革製品」が7.0時間、「繊維工業」が6.0時間と専業的家内労働者が比較的多い業種において長く、これに対して、「電気機械器具」「印刷・同関連」が5.1時間と短くなっています。

また、平均就業日数をみると、「皮革製品」が20.5日、「繊維工業」が20.4日と多く、これに対し「印刷・同関連」が16.3日、「電気機械器具」が18.0日と少なくなっています(図4)。

図4 男女別、業種別1日当たりの平均就業時間及び1か月当たりの平均就業日数



3 平均工賃額は1時間478円、1か月5万2,306円

家内労働者の1時間当たりの平均工賃額(必要経費を除く。)は473円であり、これを男女別にみると男性が909円、女性が442円となっています。(図5)

また、業種別にみると、図5のとおり、「印刷・同関連」が810円と最も高く、次いで「金属製品」が731円。「皮革製品」が687円となっているのに対し、「木材・木製品、家具・装飾品」が363円と最も低く、次いで「紙・紙加工品」が368円、「食品」が404円となっています。

次に、1か月当たりの平均工賃額(必要経費を除く。)は52,306円

であり、これを男女別にみると、男性が177,855円、女性が43,410円と、まだまだ男性の工賃が女性を上回っています。(図5)

次に、1時間当たりの工賃額階級別に家内労働者の構成比をみると、「200円以上400円未満」が最も多く36.6%、これに次いで「400円以上600円未満」が25.3%、「100円以上200円未満」が13.6%となっています。「600円未満」の層の占める割合は、全体の76.8%であり、これを男女別にみると、男性が37.3%であるのに対し、女性は79.6%となっています。(表5)

図5 男女別、業種別1時間及び1か月当たりの工賃額

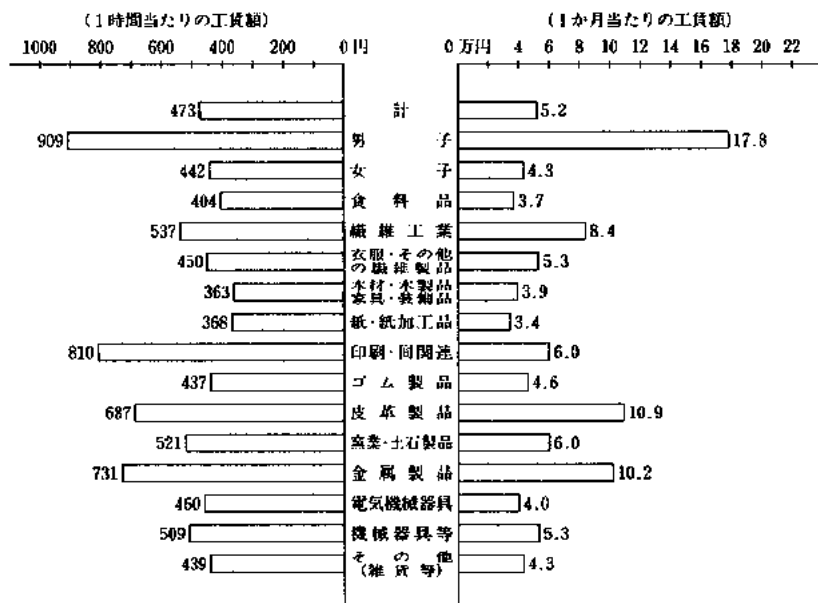


表5 1時間当たりの工賃額階級別家内労働者構成比

工賃額階級	計	男子	女子
計	100.0%	100.0%	100.0%
100円未満	1.3	0.7	1.4
100円～ 200円未満	13.6	4.4	14.2
200円～ 400円未満	36.6	13.7	38.2
400円～ 600円未満	25.3	18.5	25.8
600円～ 800円未満	11.3	15.6	11.0
800円～1,000円未満	4.2	12.9	3.6
1,000円～1,200円未満	2.8	9.7	2.3
1,200円～1,400円未満	1.8	7.2	1.4
1,400円～1,600円未満	1.0	5.4	0.7
1,600円～1,800円未満	0.5	3.1	0.3
1,800円～2,000円未満	0.2	1.1	0.1
2,000円以上	1.0	7.1	0.5
不明	0.5	0.6	0.5

4 家内労働における危険有害業務

家内労働者の中には、プレス機械や動力織機等を使用する作業、鉛や有機溶剤を取り扱う作業、粉じん作業等の危険または有害な業務に従事している者も相当数おり、家内労働者全体におけるその割合は7.3%となっています。

発生するおそれの高い災害としては、安全関係では、例えば、プレス機械、シャー等の工作機械を用いて行う金属製品等の加工中の手指の切傷、グラインダー等を用いて行う金属製洋食器、刃物の研磨中における石の破裂による負傷、動力織機の回転部分への巻き

込まれのための負傷などがあり、衛生関係では、接着剤、洗浄剤、塗料等に含まれている有機溶剤による中毒、グラインダー等を用いる研磨作業や陶磁器の成型、焼成作業におけるじん肺、溶融した鉛を用いる刃物の焼入れ作業や陶磁器の絵付け作業における鉛中毒などがあげられます。

家 内 労 働 災 害 事 例

被災者	性別	年齢	委託業務の 内 容	傷病名及び 休業日数	発 生 状 況 (発生日)
家 内 労働者	女	58	金属加工 (プレス)	右手第3指 第4指挫滅 3週間	12トンWローリングキーフートベ ダグ両手引式安全装置付プレスにて 電気部品の曲げ加工作業中、安全装 置をはずしたまま作業を行っていた。 プレス金型に右手第3第4指を挫 滅し、負傷したもの。(平成6年)
家 内 労働者	女	59	織 物	左環指骨折 20日	織機を使用して作業中、たるんで いる糸を整えている際、誤って織機 のバックンに指をはさまれて負傷し たもの。(平成3年)
家 内 労働者	女	67	織 物	腰 骨 折 1か月	紋紙を取り替えるため、ジャカ ード台上り、下りる際にはしごを踏 みはずし、地面で腰を打ち、負傷し たもの。(平成3年)
家 内 労働者	男	59	雑貨加工 (プレス)	右母指切断 20日	プレスでリールストッパーを加工 中、誤ってベダグを踏んでしまい、 出していた右手親指の先をはさみ、 負傷したもの。(平成2年)
家 内 労働者	男	64	工作機械 加工	右小指挫傷 50日	フライス盤で作業中、カッターの カバーがずれて右小指をひっかけ、 負傷したもの。(平成元年)
家 内 労働者	男	65	洋食器加工 (プレス)	左肩峰突起 不全骨折 1か月	高さ54センチの踏み台を使用し、 作業場の電源元スイッチを入れて踏 み台から下りるとき、高さ28センチ の中間台に下り損ね、セメント床に 落ち、後方の柱の角で左肩を強打し、 負傷したもの。(昭和63年)
家 内 労働者	女	53	織 布	左示指挫創 11日	織機を使用して作業中、織機の織 り前の部分(ローラー)と中のパッ タンに人差し指をはさまれ、負傷し たもの。(昭和63年)
家 内 労働者	男	28	金属加工 (プレス)	左示指第一 関節切断	12トンパワープレスにて曲げ加工 中、被加工物が入りにくいため、光 線式安全装置のボルトを緩めて安全 装置を上に移動し作業したため、右 手第二指がラム降下部分に入り込み、 負傷したもの。(昭和59年)

(参考) 2

家内労働関係年表

主な法令、審議会報告、組織等

- 昭和27. 3. 15 中央労働基準審議会 会長 山中篤太郎
建議「家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること」
29. 5. 21 中央賃金審議会 会長 赤松 要
「最低賃金制に関する答申」
32. 5. 25 臨時労働基準法調査会 会長 佐々木良一
会長代理 中山伊知郎
「労働基準法の改正の要否等に関する答申」
(当面とるべき措置)
11. 25 雇用審議会 会長 有沢広巳
「答申第一号」(第四 その他の措置)
12. 18 中央賃金審議会 会長 中山伊知郎
「最低賃金制に関する答申」
33. 11. 1 家内労働関係実態調査
~34. 3. 20
34. 4. 15 最低賃金法の制定
11. 12 臨時家内労働調査会設置
(委員) 新井敏夫、石川吉右衛門、磯部喜一、
江上フジ、江幡 清、大谷徹太郎、岡崎正男、
勝木新次、加藤万吉、小池清一、佐々木秀一、
末高 信、杉原行雄、田辺繁子、中鉢正美、中

- 村 弘、戸谷舎人、◎長沼弘毅、西丸弘子（五十音順、◎は会長）
35. 9 .29 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する中間報告」
36. 4 .12 労働基準局長通達
「家内労働に関する行政措置の実施について」
- 40.12.22 臨時家内労働調査会 会長 長沼弘毅
「わが国家内労働の現状に関する報告」
「今後の家内労働対策のすすめ方に関する見解」
41. 3 . 2 労働基準局長通達
「家内労働行政の推進について」
- 6 . 8 労働省設置法の一部改正（家内労働審議会の設置）
- 6 .27 家内労働審議会設置
（委員）飯田勝彦、五十嵐昭夫、○石川吉右衛門、磯部喜一、伊藤美佐雄（43. 5 .24就任）、氏原正治郎、蛭谷武弘、勝木新次、小森淑子、佐々木秀一（43. 2 .14辞任）、佐藤文男（43. 5 .24辞任）、鈴木秀明、武山泰雄、中鉢正美、土田哲治良、富沢輝雄、◎長沼弘毅、丹羽 昇、久村 晋（43. 5 .24就任）、本間熊蔵、馬淵勝美（43. 5 .24辞任）、吉田要三（43. 2 .14就任）、丸岡秀子
（特別委員）通商産業省中小企業庁計画部長、厚生省社会局長、経済企画庁国民生活局長（五十音順、◎は会長、○は起草委員長）
41. 7 .25 家内労働審議室の設置（労働省訓令第10号）

42. 7 .28 労働基準局長通達
「家内労働行政の積極的推進について」
- 3 .19 家内労働審議会小委員会 会長 長沼弘毅
委員長 石川吉右衛門
「家内労働法制検討上の問題点」に関する報告
- 12.22 家内労働審議会 会長 長沼弘毅
「家内労働対策に関する答申」
「家内労働者に対する税制の改善」建議
「労働者災害補償保険制度の適用の検討」要望
44. 3 .25 家内労働法案の国会提出（第61回国会）
- 8 . 5 同法案国会終了とともに審議未了により廃案
- 8 .27 労災保険審議会 会長 近藤文二
「労働者災害補償保険制度の改善についての建議」（家内労働者の特別加入）
10. 1 第1回家内労働関係実態調査実施（意向、毎年実
～11.30 施）
45. 2 .17 家内労働法案の国会提出（第63回国会）
- 5 . 8 家内労働法の成立（法律第60号）
- 5 .30 家内労働法の施行期日を定める政令（政令第149号）
家内労働審議会令（政令第150号）
45. 6 . 1 家内労働法の一部施行（審議機関など）
家内労働室の設置（家内労働審議室の廃止）
（労働省訓令第9号）

8.3 中央家内労働審議会設置

公益を代表する委員

○石川吉右衛門、江上フジ、江幡清、勝木新次、並木正吉、◎峯村光郎

家内労働者を代表する委員

岩田国夫、小口賢三、小森淑子、久村晋、本間熊藏、山本まき子

委託者を代表する委員

五十嵐昭夫、十場久三郎、富沢輝雄、丹羽昇、藤井与三二、吉田要三(45.12.28辞任)、大塚栄一(45.12.28就任)

特別委員

経済企画庁国民生活局長、厚生省社会局長、中小企業庁計画部長

(五十音順、◎は会長、○は会長代理)

9.29 労働者災害補償保険法施行規則改正

家内労働者労災保険特別加入制度の設置(労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令(労働省令第22号・第46条の18第3号イ～ニの作業))

9.30 家内労働法施行規則制定(労働省令第23号)

10.1 家内労働法の全面施行

46.5.21 家内労働旬間の実施(第1回)

～5.31

47. 7. 15 中央家内労働審議会小委員会
委員長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する報告」
7. 17 中央家内労働審議会 会長 峯村光郎
「家内労働者の税制に関する建議」
48. 4. 12 家内労働審議会令改正（政令第62号）
49. 3. 23 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令第
6号・第46条の18第3号のホの作業追加）
50. 8. 8 中央家内労働審議会小委員会
委員長 峯村光郎
「家内労働の問題点に関する報告」
51. 2. 16 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働手帳の普及に関する報告」
52. 4. 4 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「最低工賃制度に関する報告」
53. 8. 7 家内労働法施行規則改正（労働省令第32号）
54. 4. 25 家内労働法施行規則改正（労働省令第18号）
4. 25 労働安全衛生規則改正（労働省令第18号）
12. 12 中央家内労働審議会小委員会
委員長 舟橋尚道
「家内労働者の安全衛生に関する報告」
55. 10. 11 家内労働法施行10周年特別家内労働旬間の実施
～10. 20

- 55.11.19 中央家内労働審議会 会長 石川吉右衛門
「家内労働者の税制に関する要望」
- 56.4.1 労働者災害補償保険法施行規則改正（労働省令第
8号・第46条の18第3号への作業追加）
- 57.1.21 「インチキ内職の被害防止キャンペーン」を実施
～1.31
- 57.7.27 中央家内労働審議会小委員会
委員長 樋口弘其
「最低工賃の新設・改正の促進に関する報告」
- 59.6.22 労働省組織令改正（政令第212号）
〔労働省内部部局再編成により家内労働関係〕
〔事務婦人局婦人労働課所掌〕
- 60.11.20 中央家内労働審議会 会長 有泉 亨
「家内労働者に対する税制改善に関する要望」
- 平成元.5.24 在宅就業問題研究会設置
座長 高橋久子
- 2.2.8 「在宅就業問題研究会（第1次）報告について」
- 4.7.1 厚生省組織令改正（政令第211号）
（社会局長→社会・援護局長、特別委員の役職
名変更）
- 8.1.25 中央家内労働審議会運営規程改正
- 9.3.4 中央家内労働審議会運営規程改正

(参考) 3

伝票式家内労働手帳のモデル様式

伝票式家内労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名				委託者	氏名	㊟	
	性別		生年月日			営業所	名称	
	住所						所在地	㊟
補助者	氏名		性別		代理人	氏名	㊟	
						住所	㊟	

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。

なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅
		ハ 委託者の営業所	ニ その他()
支払方法	支払期日	イ 毎月 日締め、(同月 翌月) 日払い	
		ロ 納品の都度払い	ハ その他()
	通貨以外の もので支払う 場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅	ロ グループリーダー宅	
	ハ 委託者の営業所	ニ その他()	
不良品の取扱いに関する定め(検査日に関する定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。

伝票式家内労働手帳
様式第2

No. _____	注 文 伝 票			平成 年 月 日
殿	委託者 _____			
品 名	数 量	単 価	納 期	備 考
工賃支払期日		平成 年 月 日付け「基本委託条件の通知」による。		
注) 記入した日から2年間保存して下さい。				

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

伝票式家内労働手帳
様式第3

No. _____	受 入 伝 票			平成 年 月 日	
殿	委託者 _____				
品 名	数 量	単 価	金 額	製品の受領印	備 考
合	計				
月 日締切分	累 計 金 額		備 考		
注) 記入した日から2年間保存して下さい。					

(使用上の注意)

製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、

- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
- (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。